

判決年月日	平成26年9月17日	担当部	知的財産高等裁判所 第2部
事件番号	平成25年(行ケ)10227号		
○ 名称を「共焦点分光分析」とする発明（共焦点作用を用いて微弱光の分析をするもの）について、引用発明及び周知技術から容易想到ではないとして無効審判請求を不成立とした審決を、引用発明及び周知技術から容易想到であるとして取り消した事例			

（関連条文）特許法29条2項

（関連する権利番号等）無効2012-800183，特許第3377209号

原告は、被告が特許権者であり、名称を「共焦点分光分析」（特許第3377209号）とする特許の無効審判請求をした（無効2012-800183号）。

本件発明は、次のような発明である。

すなわち、スリットを用いて第一の次元（X方向又はY方向）で共焦点作用をもたらし、次に、光検出器の読取箇所の制限を用いて第二の次元（Y方向又はX方向）で共焦点作用をもたらし、これによりピンホールを用いたのと同様の2次元の共焦点作用をもたらすものである。

一方、本判決の判断に関係する甲13発明（「高感度ラマン分光法の最近の動向と半導体超薄膜への応用」に記載された発明）は、次のような発明である。

すなわち、スリットを通過した光を分光器（トリプル・ポリクロメータ）で分光し、これをPS-PMT（位置検出型光電子増倍管）において合焦させるものである。なお、分光器で生じる非点収差を補正するために、スリットの手前にシリンドリカル・レンズ（円柱型レンズ）が置かれている。

審決は、次のとおり判断して、原告の無効審判請求を不成立とした。

①光検出器だけで2次元の共焦点作用をもたらすことは周知であるとしても、光検出器を本件発明のように1次元の共焦点作用をもたらすよう構成することは容易に想到できない。②甲13発明のスリットは、その幅からみて共焦点作用をもたらしてはならず、これを1次元空間フィルタ（共焦点作用を有する。）に置き換えることは容易に想到できない。

本判決は、次のとおりの認定判断をして、本件発明は、甲13発明から容易に想到できるとした。

①甲13発明のスリットの幅でも共焦点作用をもたらす。また、スリットが共焦点作用をもたらすことは技術常識であるから、当業者は、甲13発明のスリットが共焦点作用をもたらしていると認識できる。②甲13発明のシリンドリカル・レンズの作用によって光がスリットの長さ方向に楕円状になっているとしても、幅方向においては焦点を結んでいるといえるから、スリットは共焦点作用をもたらしているといえる。③甲13発明のPS-PMT上では、1次元の共焦点作用がもたらされている。

その結果、本判決は、審決の判断には誤りがあるとして、審決を取り消した。